

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 (A)
(1) 車いす及び車いす付属品	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7：歩行「3.できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントで判断※
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4：起き上がり「3.できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3：寝返り「3.できない」
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3：寝返り「3.できない」
(4) 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	(1) 基本調査3-1：意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか：「2.できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか：「1.ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
(5) 移動用リフト（吊り具の部分を除く）	(1) 日常的に立ち上がり困難な者	基本調査1-8：立ち上がり「3.できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1：移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントで判断※
(6) 自動排泄処理装置	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6：排便「4.全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1：移乗「4.全介助」

※主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業所が判断する。